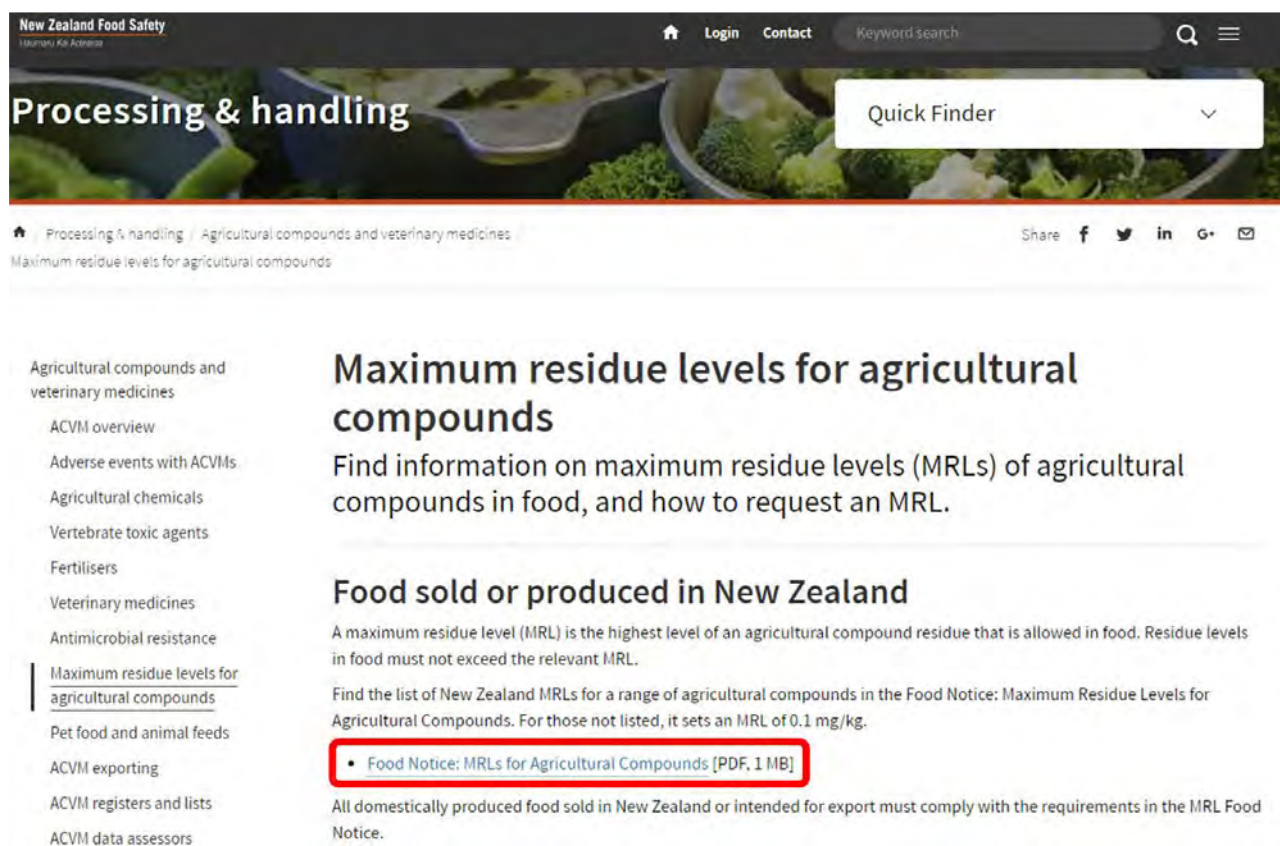


⑰ ニュージーランド

[Pesticide MRL Database \(Ministry for Primary Industries\)](https://www.mpi.govt.nz/processing/agricultural-compounds-and-vet-medicines/maximum-residue-levels-for-agricultural-compounds/)

<https://www.mpi.govt.nz/processing/agricultural-compounds-and-vet-medicines/maximum-residue-levels-for-agricultural-compounds/>

- 上記 URL にアクセスし、『Food Notice:MRL’s for Agricultural Compounds』をクリックすると、最新の MRL リストがダウンロード可能。



New Zealand Food Safety
Whakamātau Kaitiaki

Processing & handling

Quick Finder

Processing & handling / Agricultural compounds and veterinary medicines
Maximum residue levels for agricultural compounds

Agricultural compounds and veterinary medicines

- ACVM overview
- Adverse events with ACVMs
- Agricultural chemicals
- Vertebrate toxic agents
- Fertilisers
- Veterinary medicines
- Antimicrobial resistance
- Maximum residue levels for agricultural compounds**
- Pet food and animal feeds
- ACVM exporting
- ACVM registers and lists
- ACVM data assessors

Maximum residue levels for agricultural compounds

Find information on maximum residue levels (MRLs) of agricultural compounds in food, and how to request an MRL.

Food sold or produced in New Zealand

A maximum residue level (MRL) is the highest level of an agricultural compound residue that is allowed in food. Residue levels in food must not exceed the relevant MRL.

Find the list of New Zealand MRLs for a range of agricultural compounds in the Food Notice: Maximum Residue Levels for Agricultural Compounds. For those not listed, it sets an MRL of 0.1 mg/kg.

- Food Notice: MRLs for Agricultural Compounds [PDF, 1 MB]**

All domestically produced food sold in New Zealand or intended for export must comply with the requirements in the MRL Food Notice.

更新履歴確認：

- 次の URL を開き、Document History の項から更新日と更新の内容が確認する。
<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/19550-maximum-residue-levels-for-agricultural-compounds>
- 直近の日付の改訂に調査対象の農薬が載っていれば、Schedule 1: Maximum Residue Levels Agricultural Compounds の表を検索し、調査対象の農薬の改訂された MRL を確認する。

EU Pesticides database (European Commission)

<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/mrls/?event=search.pr>

- 上記 URL にアクセスすると、下記検索画面が表示されるので、① から農作物を選択、② から農薬名を選択し、③ をクリックすると検索結果が表示される。

Search Pesticide Residues

Search options

① Product

Select any product ▼

Legislation

Nothing selected ▼

Footnote

Nothing selected ▼

Annex

Nothing selected ▼

Search

Clear search options

Pesticide Residues (652 matching records)

③ Display selected items >

Filter results ...

②

☐ 1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane (F)
 ☐ 1,2-dibromoethane (ethylene dibromide) (F)
 ☐ 1,2-dichloroethane (ethylene dichloride) (F)
 ☐ 1,3-Dichloropropene
 ☐ 1,4-Diaminobutane (aka Putrescine) (++)
 ☐ 1,4-Dimethylnaphthalene
 ☐ 1-Decanol
 ☐ 1-methylcyclopropene

<検索結果>

Details

Back to search

Export history

2 products selected ▼

Filter results ...

Code number	Products to which MRLs apply	1,2-dibromoethane (ethylene dibromide) ① Reg. (EC) No 149/2008 applicable	1,2-dichloroethane (ethylene dichloride) ① Reg. (EC) No 149/2008 applicable	1,3-Dichloropropene ① Reg. (EU) 2015/552 applicable
0110000	● Citrus fruits	0.01*	0.01*	0.01*
0110050	● Mandarins	0.01*	0.01*	0.01*

Category

● Group

● Sub-group

● Main product

● Others

● Clickable footnotes

* Indicates lower limit of analytical determination

更新履歴確認：

i) 次の URL を開くと、Latest updates on MRLs が記載されており、下記のように各日付けの欄に、MRL が改訂された農薬が載っている。

<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/mrls/?event=updates>

Latest updates on MRLs

Search options

Publication date from

dd/mm/yyyy

Publication date to

dd/mm/yyyy

Search

Clear search options

Show 10 entries

Filter results ...

PESTICIDES EU-MRLs

Regulation (EC) No 396/2005

02/12/2020

- Publication of Commission Regulation (EU) of 27 October 2020 amending Annexes II, III, IV and V to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for azinphos-methyl, bentazone, dimethomorph, fludioxonil, flufenoxuron, oxadiazon, phosalone, pyraclostrobin, repellants: tall oil and teflubenzuron in or on certain products (shall apply from 25 May 2021)

02/12/2020

- Publication of Commission Regulation (EU) 2020/1566 of 27 October 2020 amending Annexes II and III to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for bupirimate, carfentrazone-ethyl, ethirimol, and pyriofenone in or on certain products (shall apply from 17 May 2021)

ii) 調査対象の農薬が記載されている Commission Regulation(EU)の番号を検索して更新内容を確認することができる。

19 英国

The GB MRL statutory Register

<https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/search>

- 上記 URL にアクセスすると、下記検索画面が表示されるので、**1** から農薬名を選択、**2** から農作物を選択し、**3** をクリックすると検索結果が表示される。

HSE Health and Safety Executive

You are in: Databases » Maximum Residue Levels » Search

Maximum Residue Level Search

Enter your search criteria. You can either search for one Residue and Commodities or All residues for one commodity

☒ Search by Residue Definition / Active Substance
☐ Search by Commodity / Code

Select Residue Definition/Active (5 max) Filter records:

1

- ☐ 1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane
- ☐ 1,2-dibromoethane (ethylene dibromide)
- ☐ 1,2-dichloroethane (ethylene dichloride)
- ☐ 1,3-Dichloropropene
- ☐ 1,4 - dimethylnaphthalene
- ☐ 1,4-diaminobutane (aka putrescine)
- ☐ 1-decanol
- ☐ 1-methylcyclopropane
- ☐ 1-Naphthylacetamide and 1-naphthylacetic acid (sum of 1-naphthylacetamide and 1-naphthylacetic acid and its salts, expressed as 1-naphthylacetic acid)
- ☐ 2,4,5-T (sum of 2,4,5-T, its salts and esters, expressed as 2,4,5-T)

2

Select Commodity/Code Filter records:

☒ All

- ☐ 0100000 FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS
- ☐ 0110000 Citrus fruits
- ☐ 0110010 Grapefruits
- ☐ 0110020 Oranges
- ☐ 0110030 Lemons
- ☐ 0110040 Limes
- ☐ 0110050 Mandarins
- ☐ 0110990 Others - Citrus Fruit
- ☐ 0120000 Tree Nuts

3

Table legend

☐ Category ☐ Group ☐ Subgroup ☐ Commodity

< 検索結果 >

HSE Health and Safety Executive

You are in: Databases » Maximum Residue Levels » Search » Results

Maximum Residue Levels

Showing 1 to 42 of 42 entries Show: 50 entries Filter records:

Code	Commodity to which MRL applies	Residue Definition	MRL (mg/kg)	Footnotes Applicable	Where MRL Applies	Details
0100000	FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS					
0110000	Citrus fruits					
0110050	Mandarins	Acephate	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0110050	Mandarins	Acequinocyl	0.4		GB	Details
0110050	Mandarins	Acetamiprid	0.9		GB	Details
0110050	Mandarins	acetic acid	No MRL Required	Footnotes	GB	Details
0110050	Mandarins	Acetochlor	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0130000	Pome fruits					
0130010	Apples	Acephate	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0130010	Apples	Acequinocyl	0.1		GB	Details
0130010	Apples	Acetamiprid	0.4		GB	Details
0130010	Apples	acetic acid	No MRL Required	Footnotes	GB	Details
0130010	Apples	Acetochlor	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0130020	Pears	Acephate	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0130020	Pears	Acequinocyl	0.1		GB	Details
0130020	Pears	Acetamiprid	0.4		GB	Details
0130020	Pears	acetic acid	No MRL Required	Footnotes	GB	Details
0130020	Pears	Acetochlor	0.01 *	Footnotes	GB	Details
0140000	Stone fruits					
0140030	Peaches	Acephate	0.01 *	Footnotes	GB	Details



SanPiN 1.2.3685-21 「環境要因の人間への安全性と無害性を確保するための衛生基準と要件」の
入手方法

<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?index=402&rangeSize=1>

にアクセスし、①をクリックして、PDF 版をダウンロードすることができるが、ロシア語と
なっており、編集不可となっている。

The screenshot shows the official Russian legal portal "Официальный интернет-портал правовой информации". The document displayed is "Постановление Главного государственного санитарного врача Российской Федерации от 28.01.2021 № 2 'Об утверждении санитарных правил и норм СанПиН 1.2.3685-21 'Гигиенические нормативы и требования к обеспечению безопасности и (или) безвредности для человека факторов среды обитания' (Зарегистрирован 29.01.2021 № 62296)". The document is dated 03.02.2021 and has the publication number 0001202102030022. A red box highlights the download link "Скачать PDF-файл для качественной печати (38671 Kb)" with a circled number 1. Below the document title, there are social media sharing icons and a page navigation bar showing "Страница №1 из 469". The document content is displayed in a large frame, showing the title "ПОСТАНОВЛЕНИЕ" and the date "28.01.2021". The document is signed by the Chief Sanitary Doctor of the Russian Federation, with the signature "28.01.2021" and the location "Москва". The document is registered by the Ministry of Justice of the Russian Federation, with the registration number "62296" and the date "29.01.2021".

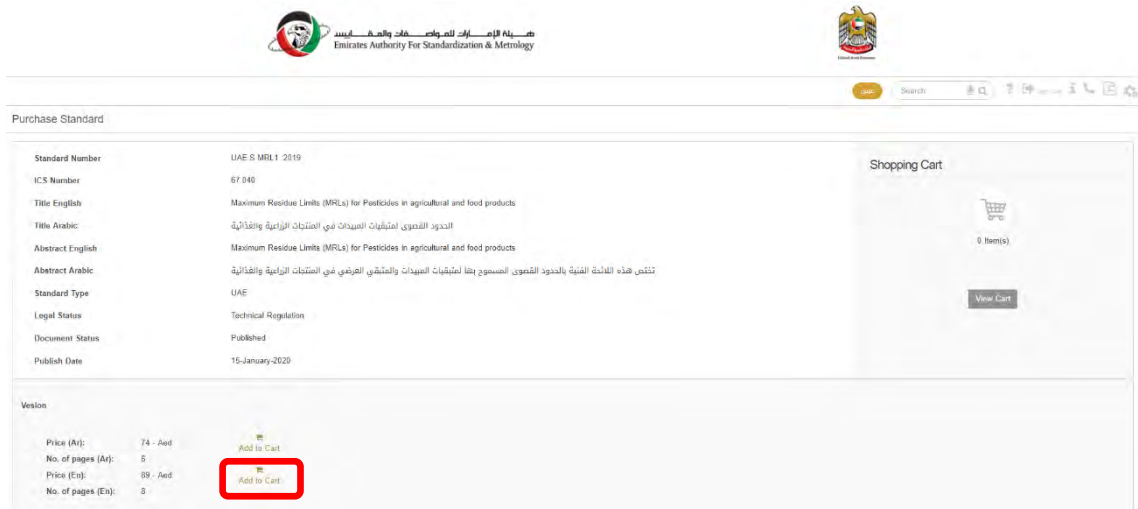
[ESMA（連邦基準化計測庁）](#)

<https://eservices.esma.gov.ae/#/page/websitePurchaseStandard/159437/>

UAE.S MRL 1 : 2019

「UAE.S MRL 1 : 2019」の購入方法

- 上記 URL にアクセスすると下記画面が表示されるので、
下記「Add to cart」をクリックして購入することができるが、アカウント登録が必要。



UAE.S MRL 1 : 2019

ICS Number: 67.040

Title English: Maximum Residue Limits (MRLs) for Pesticides in agricultural and food products

Title Arabic: الحدود القصوى لمخلفات المبيدات في المنتجات الزراعية والغذائية

Abstract English: Maximum Residue Limits (MRLs) for Pesticides in agricultural and food products

Abstract Arabic: تنص هذه اللائحة الفنية بالحدود القصوى المسموح بها لمخلفات المبيدات والمخلفات الفرعية في المنتجات الزراعية والغذائية

Standard Type: UAE

Legal Status: Technical Regulation

Document Status: Published

Publish Date: 15-January-2020

Shopping Cart: 0 item(s)

View Cart

Version

Price (Ar):	74 - Aed	Add to Cart
No. of pages (Ar):	5	
Price (En):	89 - Aed	Add to Cart
No. of pages (En):	8	

エ)「前月比較での更新情報」

20230301 日基準日において、日本、台湾、シンガポール、米国、カナダ及びロシア等 6 か国の残留農薬基準値が前月比更新・修正された。

詳細は以下の通りである。

①日本

品目	Pesticides name	農薬の有効成分	日本 基準値(ppm) (230301時点)	日本 基準値(ppm) (230201時点)
温州みかん	PROPARGITE	プロパルギット(BPPS)	4#	0.2
温州みかん	MANDIPROPAMID	マンジプロバミド	3#	0.3
いちご	FLUTIANIL	フルチアニル	0.3	0.5
もも	PROPARGITE	プロパルギット(BPPS)	5#	0.1
メロン	MANDIPROPAMID	マンジプロバミド	0.5#	0.01
トマト	FLUTIANIL	フルチアニル	0.2	0.3

(温州みかん) 外果皮を含む。(メロン) 果皮を含む。## (もも) 果皮及び種子を含む。

④台湾

品目	Pesticides name	農薬の有効成分	台湾 基準値(ppm) (230301時点)	台湾 基準値(ppm) (230201時点)
コメ	IPFENCARBAZONE	イプフェンカルバゾン	[米類]0.02	不検出
コメ	TETRANILIPROLE	テトラニプロロール	[米類]0.02	不検出
コメ	PYRIFALID	ピリファリド	[米類]0.02	不検出
コメ	PROPYRISULFURON	プロピリスルフロン	[米類]0.05	不検出
りんご	AFIDOPYROPEN	アフィドピロベン	0.02	不検出
りんご	ISOPIYAZAM	イソピラザム	3.0	不検出
りんご	ISOPIYAZAM	イソピラザム	0.6	不検出
りんご	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	1.0	不検出
温州みかん	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	1.5	不検出
なし	AFIDOPYROPEN	アフィドピロベン	0.02	不検出
なし	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	1.0	不検出
いちご	ISOPIYAZAM	イソピラザム	4.0	不検出
いちご	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	3.0	不検出
ぶどう	THIACLOPRID	チアクロプリド	1.0	0.01
ぶどう	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	2.0	不検出
ぶどう	BENTHAVALICARB-ISOPROPYL	ベンチアバリカルブイソプロピル	1.5	不検出
もも	AFIDOPYROPEN	アフィドピロベン	0.02	不検出
もも	ISOPIYAZAM	イソピラザム	3.0	不検出
もも	CYANTRANILIPROLE	シアントラニプロロール	1.5	不検出
もも	PYRAZIFLUMID	ピラジフルミド	2.0	不検出
メロン	AFIDOPYROPEN	アフィドピロベン	0.05	不検出
メロン	CYFLUMETOFEN	シフルメトフェン	0.5	0.01
メロン	FLUTIANIL	フルチアニル	0.07	不検出
茶	THIACLOPRID	チアクロプリド	10.0	0.05
トマト	AFIDOPYROPEN	アフィドピロベン	0.15	不検出
たまねぎ	FLUFENOXURON	フルフェノクスロン	0.05	0.01

注1: 230201時点の基準値は230301時点の新規対象の追加により空欄となっている。

⑦シンガポール

品目	Pesticides name	農薬の有効成分	シンガポール 基準値(ppm) (230001陸産)	シンガポール 基準値(ppm) (230021陸産)	
コメ	IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピルアンモニウム塩	[米]1.1※1	[米]1.1	修正
コメ	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	[穀]0.5	不検出	修正
コメ	CYANTHRILIPROLE	シアントラニプロール	[穀]0.01※1	[穀]0.01	修正
コメ	SPINETORAM	スピネトラム	[精]0.01※1	[精]0.02	修正
コメ	DIELDRIN	ディルドリン	[穀]0.02※1	[穀]0.02	修正
コメ	MESOTRIONE	メソトリオン	[穀]0.02	不検出	修正
コメ	BROMIDE	臭素	[穀]0.01※1	[穀]0.01	修正
りんご	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	[穀]50	不検出	修正
りんご	THIODICARB and METHOMYL	チオジカルブ及びメソミル	0.5	0.3	修正
りんご	DIELDRIN	ディルドリン	0.05	不検出	修正
かんきつ類	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	0.5	不検出	修正
かんきつ類	DIELDRIN	ディルドリン	0.05	不検出	修正
かんきつ類	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.5	不検出	修正
温州みかん	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	0.5	不検出	修正
温州みかん	DIELDRIN	ディルドリン	0.05	不検出	修正
温州みかん	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.5	不検出	修正
なし	DIMETHOATE	ジメトエート	1	2	修正
なし	DIELDRIN	ディルドリン	0.05	不検出	修正
なし	PHOSALONE	ホサロン	2	不検出	修正
なし	METHOMYL	メソミル	0.3	不検出	修正
いちご	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	0.1	不検出	修正
ぶどう	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	1	不検出	修正
ぶどう	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメ ル及びベミル	2	5	修正
ぶどう	CYHEXATIN	シヘキサチン	2	不検出	修正
ぶどう	PIRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	1	不検出	修正
ぶどう	BENOMYL	ベノミル	2	5	修正
もも	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	1	不検出	修正
メロン	IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	1	0.2	修正
メロン	OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	0.1	不検出	修正
メロン	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメ ル及びベミル	0.05	2	修正
メロン	DITHIOCARBAMATES	ジチオカルバメート	2	0.5	修正
メロン	DIFENOCONAZOLE	ジフェノコナゾール	0.2	0.7	修正
メロン	CYROMAZINE	シロマジン	2	0.5	修正
メロン	SPINETORAM	スピネトラム	0.01※1	0.01	修正
メロン	DIELDRIN	ディルドリン	0.1	不検出	修正
メロン	TEBUCONAZOLE	テブコナゾール	0.2	0.15	修正
メロン	TEFLUBENZURON	テフルベンズロン	0.5	0.3	修正
メロン	PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	0.5	0.7	修正
メロン	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.2	0.07	修正
メロン	FENOXICARB	フェノキシカルブ	0.05	不検出	修正
メロン	FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	0.3	0.2	修正
メロン	HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	0.5	0.05	修正
メロン	BENALAXYL	ベナラキシル	0.2	0.3	修正
メロン	PENCONAZOLE	ペンコナゾール	0.1	0.15	修正
メロン	METHOMYL	メソミル	0.1	不検出	修正
メロン	LUFENJURON	ルフェスロン	0.09	0.4	修正
かんしょ	SPIROMESIFEN	スピロメシフェン	0.02※1	0.02	修正
かんしょ	DIELDRIN	ディルドリン	0.1	不検出	修正
ながいも	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメ ル及びベミル	3	不検出	修正
ながいも	DICHLORVOS and NALED	ジクロルボス及びナレド	0.5	不検出	修正
ながいも	DIQUAT	ジクワット	0.05	不検出	修正
ながいも	DIMETHOATE	ジメトエート	2	不検出	修正
ながいも	DIAZINON	ダイアジン	0.5	不検出	修正
ながいも	DIELDRIN	ディルドリン	0.1	不検出	修正
ながいも	TRICHLORFON	トリクロロホン	0.1	不検出	修正
ながいも	PARATHION	パラチオン	0.7	不検出	修正
トマト	ETHOPROPHOS	エトプロホス	0.01※1	0.01	修正
トマト	CHLORPYRIFOS-METHYL	クロルピリホスメチル	0.5	1	修正
トマト	CHLORFENVINPHOS	クロルフェンビンホス	0.1	不検出	修正
トマト	DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	0.05	0.3	修正
トマト	PIRIMIPHOS-METHYL	ピリミホスメチル	1	2	修正
トマト	METHIOCARB	メチオカルブ	0.1	2	修正
たまねぎ	IPRODIONE	イプロジオン	0.1	4	修正
たまねぎ	ETHION	エチオン	1	不検出	修正
たまねぎ	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメ ル及びベミル	0.1	3	修正
たまねぎ	DIMETHENAMID	ジメチナム	0.01※1	0.01	修正
たまねぎ	SULFOXAFLO	スルホキサフル	0.01※1	0.01	修正
たまねぎ	THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	0.1	2	修正
たまねぎ	FLUMIOXAZIN	フルミ			

※1: 検出限界値

品目	Pesticides name	農薬の有効成分	米国 基準値(ppm) (230301時点)	米国 基準値(ppm) (230301時点)	
コメ	ISOXADIFEN-ETHYL	イソキサジフェンエチル	[米]0.10 [穀]0.50	[米]0.10 [穀]0.5	(修正)
コメ	PRODIGONE	イプロジオン	[米]10.0 [穀]50.0	[米]10.0 [穀]50	(修正)
コメ	ETOFENPROX	エトフェンプロックス	[米]0.01	[米]0.01 [穀]5.0	(修正)
コメ	SULFENTRAZONE	スルフエンタゾン	[穀]0.15	不検出	(修正)
コメ	SULFOXAFLOL	スルホキサフロ	[米]5 [穀]15	[穀]5 [穀]15	(修正)
コメ	BENSULFURON-METHYL	ベンスルフロンメチル	[米]0.02	不検出	(修正)
コメ	METHOXYFENOZIDE	メトキシフェノジド	[米]30 [穀]55	[米]0.50	(修正)
りんご	GLUFOSINATE	グルホシネート	0.25	0.05	(修正)
温州みかん	ETOXAZOLE	エトキサゾール	0.10	不検出	(修正)
温州みかん	DIMETHOATE	ジメトエート	2.0	不検出	(修正)
温州みかん	NALED	ナレド	3	0.5	(修正)
いちご	CYANTHRANILIPROLE	シアントラニリプロール	1.5	2.0	(修正)
いちご	SULFENTRAZONE	スルフエンタゾン	0.15	不検出	(修正)
ぶどう	QUICALOFOP-ETHYL and QUIZALOFOP-P-TEFURYL	キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	0.1	不検出	(修正)
ぶどう	CYAZOFAMID	シアゾファミド	1.5	不検出	(修正)
ぶどう	CYANTHRANILIPROLE	シアントラニリプロール	2.0(wine)	不検出	(修正)
ぶどう	DICHLORAN	ジクロラン	10	不検出	(修正)
ぶどう	SULFENTRAZONE	スルフエンタゾン	0.15	不検出	(修正)
ぶどう	DIAZINON	ダイアジノン	0.75	不検出	(修正)
ぶどう	PYRIFENONE	ピリオフェノン	0.8	1.5	(修正)
ぶどう	VINLOZOZLIN	ビンクロゾリン	6.0(wine)	不検出	(修正)
ぶどう	FLUAZAM	フルアザム	2.0(wine)	不検出	(修正)
ぶどう	PERMETHRIN	ペルメトリン	2	不検出	(修正)
もも	CHLORANTHRANILIPROLE	クロラントラニリプロール	4.0	2.5	(修正)
もも	DICHLORAN	ジクロラン	10	不検出	(修正)
もも	SULFOXAFLOL	スルホキサフロ	3	不検出	(修正)
もも	THIACLOPRID	チアクロプリド	0.5	0.30	(修正)
メロン	ETHEPHON	エテホン	2.0	不検出	(修正)
メロン	THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	15.0	0.02	(修正)
メロン	FLUDIOXONIL	フルジオキシニル	0.45	0.03	(修正)
メロン	BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンディフルピル	0.30	0.3	(修正)
かんしょ	DICHLORAN	ジクロラン	10	不検出	(修正)
かんしょ	THIABENDAZOLE	チアベンダゾール	3	10	(修正)
かんしょ	BROFLANILIDE	ブロフランリド	0.04	不検出	(修正)
ななしも	CHLOROTHALONIL	クロロタロン(TPN)	0.10	不検出	(修正)
トマト	ACIBENZOLARIS-METHYL	アシベンゾラルS-メチル	1.0	不検出	(修正)
トマト	ACETAMIPRID	アセタミプリド	0.20	0.2	(修正)
トマト	AMISULBROM	アミスルブロム	0.50	0.5	(修正)
トマト	ISOPYRAZAM	イソピラザム	0.50	0.5	(修正)
トマト	IPROVALICARB	イプロバリカルブ	1.0	1	(修正)
トマト	IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	1.0	1	(修正)
トマト	INDOXACARB	インドキサカルブ	0.50	0.5	(修正)
トマト	ETHEPHON	エテホン	2.0	2	(修正)
トマト	ETOFENPROX	エトフェンプロックス	5.0	5	(修正)
トマト	OXYTETRAPIPROLIN	オキセタピドピロリン	0.50	0.5	(修正)
トマト	CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェンタゾンエチル	0.10	0.1	(修正)
トマト	GLYPHOSATE	グリホサート	0.10	0.1	(修正)
トマト	CLETHODIM	クレトジム	1.0	1	(修正)
トマト	CYANTHRANILIPROLE	シアントラニリプロール	0.20	0.2	(修正)
トマト	DIHYDROSTREPTOMYCIN and STREPTOMYCIN	ジドトロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	0.25(streptomycin)	不検出	(修正)
トマト	DIFENOCONAZOLE	ジフェノコナゾール	0.60	0.6	(修正)
トマト	DIFENZOQUAT	ジフェンゾコート	不検出	1	(修正)
トマト	CYFLUTHRIN	シフルトルリン	0.20	0.2	(修正)
トマト	CYFLUFENAMID	シフルフェナミド	0.20	0.2	(修正)
トマト	DIMETHOATE	ジメトエート	2.0	2	(修正)
トマト	STREPTOMYCIN	ストレプトマイシン	0.25	不検出	(修正)
トマト	SPINETORAM	スピネトラム	0.40	0.4	(修正)
トマト	SPINOSAD	スピノサド	0.40	0.4	(修正)
トマト	SULFOXAFLOL	スルホキサフロ	0.70	0.7	(修正)
トマト	SETHOXYDIM	セトキシジム	4.0	4	(修正)
トマト	ZOXAMIDE	ゾキサミド	2.0	2	(修正)
トマト	TETRACONAZOLE	テトラコナゾール	0.30	0.3	(修正)
トマト	TEBUFENOZIDE	テブフェノジド	1.0	1	(修正)
トマト	TOLYLFLUANID	トリルフルアニド	2.0	2	(修正)
トマト	PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	0.60	0.6	(修正)
トマト	BIFENAZATE	ビフェナゼート	4.0	4	(修正)
トマト	PYRIFENONE	ピリオフェノン	0.2	0.3	(修正)
トマト	PYRIDALYL	ピリダリル	1.0	1	(修正)
トマト	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキノゾン	0.30	0.3	(修正)
トマト	PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	0.80	0.8	(修正)
トマト	PYRIMETHANIL	ピリメタニル	0.50	0.5	(修正)
トマト	PYRETHRINS	ピレトリン	1.0	1	(修正)
トマト	FAMOXADONE	ファモキサドン	1.0	1	(修正)
トマト	FENAMIDONE	フェナミドン	1.0	1	(修正)
トマト	FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	0.20	0.2	(修正)
トマト	FENPROPAZTHRIN	フェンプロパトリン	1.0	1	(修正)
トマト	BUPROFEZIN	ブプロフェジン	2.0	2	(修正)
トマト	FLUOPYRAM	フルオピラム	1.0	1	(修正)
トマト	FLUDIOXONIL	フルジオキシニル	5.0	5	(修正)
トマト	FLUTRAFOL	フルトラフォル	1.0	1	(修正)
トマト	FLUBENDIAMIDE	フルベンジアミド	0.60	0.6	(修正)
トマト	PROPICONAZOLE	プロピコナゾール	3.0	3	(修正)
トマト	HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	0.50	0.5	(修正)
トマト	BENALAXYL	ベナラキシル	0.20	0.2	(修正)
トマト	PERMETHRIN	ペルメトリン	2.0	2	(修正)
トマト	PENTHOPYRAD	ペンチオピラド	3.0	3	(修正)
トマト	BOSCALID	ボスカリド	3.0	3	(修正)
トマト	FOLPET	ホルベット	25.0	25	(修正)
トマト	MANDIPROPAMID	マンジプロピミド	1.0	1	(修正)
トマト	MYOLOBUTANIL	ミクロブタニル	0.30	0.3	(修正)
トマト	METAFUMIZONE	メタフルミジン	0.60	0.6	(修正)
トマト	METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	1.0	1	(修正)
トマト	METHOXYFENOZIDE	メトキシフェノジド	2.0	2	(修正)
トマト	METOLACHLOR	メトラクコール	0.10	0.1	(修正)
トマト	METRAFENONE	メトラフェノン	0.90	0.9	(修正)
トマト	RESMETHRIN	レスメトリン	3.0	3	(修正)
トマト	BROMIDE	農薬	20.0	20	(修正)
なまねぎ	ACOXYSTROBIN	アノキストロビン	1.0	1	(修正)
なまねぎ	CARFENTHAZONE-ETHYL	カルフェンタゾンエチル	0.10	0.1	(修正)
なまねぎ	GLYPHOSATE	グリホサート	0.20	0.2	(修正)
なまねぎ	CLETHODIM	クレトジム	0.50	0.5	(修正)
なまねぎ	CYAZOFAMID	シアゾファミド	2.0	2	(修正)
なまねぎ	DIFENOCONAZOLE	ジフェノコナゾール	0.20	0.2	(修正)
なまねぎ	DIFENZOQUAT	ジフェンゾコート	不検出	0.3	(修正)
なまねぎ	SPINETORAM	スピネトラム	0.10	0.1	(修正)
なまねぎ	SPINOSAD	スピノサド	0.10	0.1	(修正)
なまねぎ	SPINETETRAMAT	スピネテトラマト	0.80	0.8	(修正)
なまねぎ	SETHOXYDIM	セトキシジム	1.0	1	(修正)
なまねぎ	PICOXYSTROBIN	ピコキシストロビン	0.50	0.5	(修正)
なまねぎ	PYRIPROXYFEN	ピリプロキシフェン	0.70	0.7	(修正)
なまねぎ	FENAMIDONE	フェナミドン	0.20	0.2	(修正)
なまねぎ	FLUAZAM	フルアザム	0.20	0.2	(修正)
なまねぎ	FLUAZIFOP-BUTYL	フルアジホップチル(フルアジホップP)	0.50	0.5	(修正)
なまねぎ	FLUOPICOLIDE	フルオピコリド	7.0	7	(修正)
なまねぎ	FLUOPYRAM	フルオピラム	0.40	0.4	(修正)
なまねぎ	FLUDIOXONIL	フルジオキシニル	0.50	0.5	(修正)
なまねぎ	PERMETHRIN	ペルメトリン	0.10	0.1	(修正)
なまねぎ	PENTHOPYRAD	ペンチオピラド	3.0	3	(修正)
なまねぎ	BOSCALID	ボスカリド	5.0	5	(修正)
なまねぎ	FOLPET	ホルベット	2.0	2	(修正)
なまねぎ	MALEK HYDRAZIDE	マレーンヒドヒダジド	15.0	15	(修正)
なまねぎ	METALAXYL and MEFENOXAM	メタラキシル及びメフェノキサム	3.0	3	(修正)
なまねぎ	METOLACHLOR	メトラクコール	0.10	0.1	(修正)
なまねぎ	MEFENOXAM	メフェノキサム	3.0	3	(修正)
なまねぎ	RESMETHRIN	レスメトリン	3.0	3	(修正)
なまねぎ	BROMIDE	農薬	20.0	20	(修正)

⑮カナダ

品目	Pesticides name	農業の有効成分	カナダ 基準値(ppm) (230301時点)	カナダ 基準値(ppm) (230201時点)
りんご	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.07	0.1
かんきつ類	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.7	0.1
かんきつ類	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.4	0.1
温州みかん	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.7	0.1
温州みかん	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.4	0.1
なし	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.7	0.1
いちご	FENAZAQUIN	フェナザキン	2.0	0.1
ぶどう	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.3	0.1
ぶどう	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.7	0.1
もも	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.04	0.1
もも	FENAZAQUIN	フェナザキン	2.0	0.1
メロン	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.07	0.1
メロン	FENAZAQUIN	フェナザキン	0.3	0.1
茶	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	20	0.1
かんしょ	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.02	0.1
ながいも	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.02	0.1
トマト	PYRIFLUQUINAZON	ピリフルキナゾン	0.3	0.1

②0ロシア

品目	Pesticides name	農業の有効成分	ロシア 基準値(ppm) (230301時点)	ロシア 基準値(ppm) (230201時点)	
コメ	24-D	24-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-PA)	[精]0 [穀]2.0	[穀]2.0	(修正)
コメ	ACIBENZOLARS-METHYL	アシベンゾラルS-メチル	[穀]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	ISOPROTHIOLANE	イソプロチオラン	[米]1.5	[米]0.3	(修正)
コメ	IPIRODIONE	イプロジオン	[玄]10.0	基準値なし	(修正)
コメ	ETHIPROLE	エチプロール	[米]3.0	基準値なし	(修正)
コメ	CARBOFURAN	カルボフラン	[精]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	CYHALOFOF-BUTYL	シハロホップブチル	[米]0.01	基準値なし	(修正)
コメ	TEBUFENOZIDE	テブフェンゾド	[穀]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	DEMETON-S-METHYL	デメトン-S-メチル	[穀]0.35	基準値なし	(修正)
コメ	BISPIRIBAC-SODIUM	ビスピリバツナトリウム塩	[米]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	FENOXAPROP-ETHYL	フェノキサプロップエチル	[穀]0.01	基準値なし	(修正)
コメ	FENTHION	フェンチオン	[玄]0.005 [穀]0.15	[米]0.005 [穀]0.15	(修正)
コメ	FLUXAPYROXAD	フルキサピロキサド	[米]0.01 [穀]0.5	[穀]0.5	(修正)
コメ	FLUCYTHRINATE	フルシトリネート	[穀]0.005	基準値なし	(修正)
コメ	FLUTOLANIL	フルトラニル	[穀]10.0 [玄]2.0 [精]1.0	基準値なし	(修正)
コメ	HEXACHLOROBENZENE	ヘキサクロロベンゼン	[穀]0.01	基準値なし	(修正)
コメ	BENOMYL	ベノミル	[米]0.5 [穀]0.5	[穀]0.5	(修正)
コメ	BENSULFURON-METHYL	ベンスルフロンメチル	[米]0.02	基準値なし	(修正)
コメ	PHOXIM	ホキシム	[穀]0.05 [穀]0.6※	[穀]0.05 [穀]0.6	(修正)
コメ	METAMIFOP	メタミホップ	[米]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	METRIBUZIN	メトリブジン	[穀]0.1	基準値なし	(修正)
コメ	BROMIDE	臭素	[穀]50.0	[穀]50	(修正)
りんご	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	基準値なし 3.0	基準値なし	(修正)
りんご	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	5.0	基準値なし	(修正)
りんご	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
りんご	DINOCAP	ジノカッパ	1.0	基準値なし	(修正)
りんご	CYHALOTHRIN	シハロトリン	0.2	基準値なし	(修正)
りんご	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
りんご	SULFOXAFLO	スルホキサフロ	0.3	基準値なし	(修正)
りんご	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.05	基準値なし	(修正)
りんご	FLUSILAZOLE	フルシラゾール	0.3	基準値なし	(修正)
りんご	FLONICAMID	フロニカミド	0.2	基準値なし	(修正)
りんご	BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンジフルピル	0.2	基準値なし	(修正)
りんご	LUFENURON	ルフェヌロン	0.2	基準値なし	(修正)
かんきつ類	AZINPHOS-METHYL	アジンホスメチル	1.0	基準値なし	(修正)
かんきつ類	ALDICARB and ALDOXYCARB	アルジカルブ及びアルドキシカルブ	0.2	基準値なし	(修正)
かんきつ類	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	20.0	基準値なし	(修正)
かんきつ類	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル	1.0	2.0	(修正)
かんきつ類	DIQUAT	ジクワット	基準値なし	0.05	(修正)
かんきつ類	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
かんきつ類	SULFOXAFLO	スルホキサフロ	0.4	基準値なし	(修正)
かんきつ類	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.05	基準値なし	(修正)
かんきつ類	FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	0.2(oranges (including hybrids))	基準値なし	(修正)
かんきつ類	PROPICONAZOLE	プロピコナゾール	6.0	基準値なし	(修正)
温州みかん	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	20.0	基準値なし	(修正)
温州みかん	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
温州みかん	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
温州みかん	SULFOXAFLO	スルホキサフロ	0.4	基準値なし	(修正)
温州みかん	PACLOBUTRAZOL	パクロブトラゾール	0.5	基準値なし	(修正)
温州みかん	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.05	基準値なし	(修正)
温州みかん	FENPYROXIMATE	フェンピロキシメート	0.2(oranges (including hybrids))	基準値なし	(修正)
なし	ACETAMIPRID	アセタミプリド	0.8	基準値なし	(修正)
なし	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	基準値なし 3.0	基準値なし	(修正)
なし	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	5.0	基準値なし	(修正)
なし	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
なし	DINOCAP	ジノカッパ	1.0	基準値なし	(修正)
なし	CYHALOTHRIN	シハロトリン	0.2	基準値なし	(修正)
なし	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
なし	SULFOXAFLO	スルホキサフロ	0.3	基準値なし	(修正)
なし	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.05	基準値なし	(修正)
なし	FLUSILAZOLE	フルシラゾール	0.3	基準値なし	(修正)
なし	FLONICAMID	フロニカミド	0.2	基準値なし	(修正)
なし	BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンジフルピル	0.2	基準値なし	(修正)
なし	LUFENURON	ルフェヌロン	0.2	基準値なし	(修正)
かき	24-D	24-ジクロロフェノキシ酢酸	基準値なし 0.01	基準値なし	(修正)
かき	AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	基準値なし 3.0	基準値なし	(修正)
かき	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル	基準値なし	2.0	(修正)
かき	GLUFOSINATE	グリホシネート	0.05	0.2	(修正)
かき	GLUTHANIDIN	グロチアネジン	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
かき	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
かき	CYPERMETHRIN	シベルメトリン	基準値なし 0.2	基準値なし	(修正)
かき	SIMAZINE	シマジン(CAT)	基準値なし 0.2	基準値なし	(修正)
かき	DELTAMETHRIN and TRALOMETHRIN	デルタメトリン及びトラロメトリン	基準値なし 0.2	基準値なし	(修正)
かき	TRIADIMEFON	トリアジメホン	基準値なし 1.0	基準値なし	(修正)
かき	HEXYTHIAZOX	ヘキシチアゾクス	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
いちご	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	5.0	基準値なし	(修正)
いちご	CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル	1.0	2	(修正)
いちご	GLYPHOSATE	グリホサート	0.1	基準値なし	(修正)
いちご	DICHLORAN	ジクロラン	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
いちご	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
いちご	DINOCAP	ジノカッパ	0.5	基準値なし	(修正)
いちご	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
いちご	NOVALURON	ノバルロン	基準値なし 3.0	基準値なし	(修正)
いちご	FENITROTHION	フェニトロチオン(MEP)	基準値なし 0.01	基準値なし	(修正)
いちご	FENHEXAMID	フェンヘキサミド	15.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	DDT(D.D.T.)	DDT	基準値なし 0.1	基準値なし	(修正)
ぶどう	AZINPHOS-METHYL	アジンホスメチル	1.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	AMETOCTRADIN	アメクトラジン	5.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	IPIROVALICARB	イプロバリカルブ	2.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	ENDOSULFAN	エンドスルファン	0.002	基準値なし	(修正)
ぶどう	OXATHIAPROLIN	オキサチアピロリン	0.9	基準値なし	(修正)
ぶどう	OXINE-COPPER	オキシン銅(有機銅)	5.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
ぶどう	DINOCAP	ジノカッパ	1.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	DIMETHIPIN	ジメチピン	0.05	基準値なし	(修正)
ぶどう	SULFOXAFLO	スルホキサフロ	2.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	TETRACONAZOLE	テトラコナゾール	0.25	基準値なし	(修正)
ぶどう	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.05	基準値なし	(修正)
ぶどう	PYDIFLUMETOFEN	ピジフルメトフェン	2.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	FENITROTHION	フェニトロチオン(MEP)	0.01	基準値なし	(修正)
ぶどう	FENHEXAMID	フェンヘキサミド	15.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	FLUSILAZOLE	フルシラゾール	0.2	基準値なし	(修正)
ぶどう	BENZOVINDIFLUPYR	ベンゾビンジフルピル	1.0	基準値なし	(修正)
ぶどう	MEFENTRIFLUCONAZOLE	メフェントリフルコナゾール	0.01	基準値なし	(修正)
もも	DIQUAT	ジクワット	基準値なし 0.05	基準値なし	(修正)
もも	DINOCAP	ジノカッパ	0.1	基準値なし	(修正)
もも	CYHALOTHRIN	シハロトリン	0.5	0.2	(修正)
もも	DIMETHOATE	ジメトエート	2.0	2	(修正)
もも	HALOXYFOP	ハロキシホップ	0.02	基準値なし	(修正)
もも	VINLOZOLIN	ビンクロズリン	5.0	5	(修正)

2) 調査対象の農薬成分に係る情報の調査及び更新

ア 調査対象の農薬成分について、日本において当該成分を有効成分とした農薬の登録の有無及び当該成分を有効成分とした農薬の調査対象品目への適用の有無を調査した。なお、オキシ銅（有機銅）やシアノホス（CYAP）のように、法規上、基準値の規定及び農薬の登録が別名でされている場合があるので、十分に留意して調査を実施した。

イ 上記アの調査は本事業のはじめの残留農薬基準値調査と合わせて行った。調査結果は、各国・地域等の「基準値表」に反映した。また、農薬の登録の有無や調査対象品目への適用の有無が変更された場合は、「基準値表」の該当部分を更新した。

詳細は各国・地域等の「基準値表」を参照。

3-2. 輸入時のモニタリング検査に係る運用等の調査

1) モニタリング検査の実態調査

(1) EU

① 概要

◆公的管理

EU では、食品・飼料の安全性の確保、動物の健康と福祉の確保、および植物の害虫からの保護などを目的として規則その他のルールが制定されているが、それらのルールが確実に遵守されるための枠組みとして、公的管理（official control）規則が制定されている。公的管理とは、各加盟国の公的機関等が検査、検疫、監査、監督その他の管理措置を意味する。

◆輸入品の公的管理

・ 対象貨物

第三国から EU に入域する貨物は、何らかの公的管理の対象となる。

貨物はそのカテゴリに応じて、国境管理所における公的管理の対象となるものと、対象外のものとに分けられる。

国境管理所で公的管理の対象となるものは、動物、植物などの検疫が必要なもの、および残留農薬・汚染物質・細菌などに関して特にリスクがあるとして、またはリスクが懸念されるとして一時的に公的管理の強化対象に指定された品目である。

一時的公的管理の強化の内容は、国境管理所での公的管理が必要とされること、また状況により原産国当局の発行した公的証明書が必要とされること、さらに入域の一時停止措置である。

これらの対象品目は、原産国、検査対象項目と検査頻度、関連したハザードとともに、別途、施行規則で規定されている。関連ハザードは、残留農薬、未承認食品添加物、マイコトキシン（カビ毒）、および微生物汚染が挙げられている。

国境管理所での公的管理対象外の貨物は、国境管理所のほか、貨物の引き渡し地点、事業者の施設・倉庫、最終的な送付先といった EU 領域内の適切な場所で公的管理（書類検査は必須）が行われる。

・ 公的管理の内容

公的管理には、書類検査、同一性検査および現物検査がある。

書類検査では、貨物に添付された書類により用途・送付先などの確認が行われ、このほか、ルールにより公的な証明書（検疫証明書、検査証明書など）の添付が必要とされる貨物については、その内容やルールの要求事項への適合性への確認が行われる。

書類検査は、国境管理所での公的管理の対象/対象外を問わず、すべての貨物について行われる。

同一性検査では、貨物の内容・数量、表示などが書類の記載と一致しているかについて目視で検査が行われる。

現物検査は、輸送条件の遵守状況・包装の状態などの確認とともに、ルールへの適合性を確認するための官能検査（臭気・色・粘り気・味）、簡単な物理的/化学的試験（物品の切断、解凍/調理）、試験室検査が行われる。

同一性検査および現物検査は、別途規則により貨物のカテゴリごとに定められている。

例えば植物検疫証明書が求められている植物（野菜・果実を含む）は、原則、全貨物の検査が行われるが、貨物数および違反貨物数と違反頻度などの実績、有害生物の性状などを考慮して、特定国原産の特定品目については検査頻度の低減が認められている。ただし、全く検査なし（頻度 0%）とされることはない。

・ 不適合時の措置

公的管理で不適合であった貨物は、EU 内への入域が拒否され、公的留置所に留置され、貨物の破棄、EU 域外への再送、特別な取り扱い・ルールに適合するための必要な措置の実施、用途の変更などの措置が取られる。

◆残留農薬に関する公的管理

・ 枠組み

食品・飼料中の残留農薬については、残留農薬の関する規則において、EU の公的管理規則に定められた規定に従って、公的管理を実施することとされている。

この公的管理は、二つの枠組みで実施されている。

一つは共同体管理プログラムであり、もう一つは国家管理プログラムである。

共同体管理プログラムは、EU 全体として残留農薬の状況を把握し評価することを目的としたもので、欧州委員会が、管理対象とする産品および農薬を指定するとともに、各加盟国に検査点数を割り振り、検査を行い報告するというプログラムである。指定産品は、EU の食生活における代表的な 30～40 の産品であり、これを 3 年周期として各年 10 産品程度の検査が行われる。したがってプログラムは 3 か年計画で立案されるが、検査結果を勘案しつつ、毎年更新することとされている。検査対象産品のサンプリングは、このプログラムの目的に合わせて、統計学的な解析が行えるように無作為で行うこととされている。

一方、国家管理プログラムでは、法的限度値を超える濃度の残留物が含まれていることが予想される産品を重点的に監視することを目的とした「リスクベース」のモニタリングプログラムである。このプログラムはそれぞれの加盟国が、検査対象とする産品/農薬の組み合わせ、検査点数

を定めることとされている。

これら二つの枠組みで行われた検査結果は、欧州食品安全機関（EFSA）が取りまとめ、評価することとされている。

・ 輸入製品に関する規定

この二つのプログラムでは、輸入製品の取り扱いについての具体的な規定はない。

前者は、市中に出回っている製品のランダムなサンプリングであり、対象品目とサンプリング点数は規則により規定されているが、域内産/域外産を意図的に区別してサンプリングすることは規定されていない。

後者では、各加盟国の実情に応じて、国産/第三国産を考慮したサンプリングは行われるものの、EU として統一した規定は定められていない。

一方、前述のように公的管理規則では、EU 域外からの輸入製品の公的管理について、規則で指定されたものについては、国境管理所での検査が必要と規定されている。

・ サンプリング・分析法・適用部位

残留農薬検査のためのサンプリング方法は、指令 2002/63/EC の附属書に規定されている。ここで示されている方法は、概ねコーデックス委員会が策定したものと同一である。

農薬残留物の分析方法は、食品及び飼料の公的管理に関する共同体法の関係規定に定められた基準に従うとされている。残留農薬の具体的な分析法として、規則で定められたものはないが、EU レベルで確立された試験法として、欧州基準試験所（EU Reference Laboratories: EURL）が開発・バリデートした試験法が用いられている。

なお農薬残留物の公的管理のための分析するすべての試験施設は、欧州委員会が主催する農薬残留物に関する共同体検定試験に参加しなければならない。

検査対象部位、すなわち残留農薬基準値が適用される部位は、MRL 規則の附属書 I に製品ごとに規定されている。

・ 不適合時の措置

検査の結果、残留農薬濃度が基準値を超えていた場合の制裁措置は、各加盟国が講ずることとされている。各加盟国が取る具体的な制裁措置には、過料などの行政措置、迅速警告システム（RASFF）による通告、市場への出荷停止などがある。

加盟国の措置のみではリスクの抑制が十分に行えないことが明らかな場合には、欧州委員会が、市場への出荷・使用・輸入の停止、貨物の破棄、域外への再送、特別な条件の設定、その他の適切な措置を講ずるとされている。

なお、残留農薬値が基準値を超えていた場合、直ちに制裁措置が発動されるのではなく、測定の不確かさが考慮される。すなわち、測定の不確かさを考慮しても不適合であると判定される場合に制裁措置が発動される。統計学的な考察を踏まえ、通常、不確かさは 50% として真値は「測定値±測定値の 50%」とみなし、その下限値（測定値－測定値の 50%）が、基準値を超えている場

合は不適合と判定され、制裁措置が発動される。なお、この下限値は測定値の 1/2 に相当する。

◆調査対象品目への適用

日本から EU への輸出品のうち、今回調査の対象品目は以下の 15 品目である。

コメ、りんご、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、なし、かき、ぶどう、いちご、もも、メロン、茶、かんしょ、ながいも、トマト、たまねぎ

・ 植物検疫

植物検疫に関連して規制に関しては、コメ（栽培用の苗、種子は除く）、茶（製茶）以外の野菜、果実は植物検疫証明書が必要である。

また、特別な条件が、温州みかんを含むかんきつ類（栽培地検査および消毒）、なし、トマト（栽培地検査）、かんしょ、ながいも（土壌/培地の付着が全重量の 1%を超えないこと）に対して規定されている。その他のりんご、かき、ぶどう、いちご、もも、メロン、たまねぎについては、特別な条件は設定されていない。

なお、輸入禁止の品目はない。

・ 残留農薬

残留農薬については、今回調査対象品目で、公的管理一時的強化の対象品目となっているものはない。

書類検査は必須であるが、必ずしも国境管理所で行われるとは限らず、貨物の引き渡し地点、事業者の施設・倉庫、最終的な送付先といった EU 領域内の適切な場所で行われる。

ただし、EU の残留農薬のモニタリングプログラムにより、共同体管理プログラムのサンプリングの一環として、入域時、または域内の流通時にランダムサンプリングの対象となる可能性、および国家管理プログラムの対象として、何らかの加盟国のサンプリング対象となる可能性はある。

② 輸入品の公的管理

②-1 公的管理

EU では、食品・飼料の安全性の確保、動物の健康と福祉の確保、および植物の害虫からの保護などを目的として規則その他のルールが制定されているが、それらのルールが確実に遵守されるための枠組みとして、公的管理（official control）について規定した規則（公的管理規則（EU）2017/625）が制定されている。

公的管理とは、各加盟国の公的機関等がルールへの遵守を確認するための活動のことであり（公的管理規則 第2条）、検査、検疫、監査、監督その他の管理措置を意味する。

公的管理の対象としているルールは、食品、動物、植物など以下の(a)～(j)に関連した EU の法令を適用するために、EU レベルで制定または加盟国レベルで制定されたルールである（第1条）。

これらのルールの対象となっている食品・動物・植物などはすべて公的管理の対象となる。具体的な管理内容とその対象物品・頻度などはリスクに基づいて設定される。

輸入品については、下記のように国境管理所での公的管理の対象となる貨物が規定されている。

公的管理規則(Official Controls Regulation)

第1条

2. 本規則は、以下の分野で EU の法令を適用するため U に制定されたルール（EU レベルで確立されたか、加盟国が制定したかを問わない）の遵守状況を確認するために行われる公的管理に適用されるものとする。

- (a) 食品の生産、加工および流通のあらゆる段階における食品および食品の安全性、完全性および健全性（取引における公正な慣行の確保、消費者の利益および情報の保護を目的としたルールを含む）、ならびに食品と接触することを意図した材料および物品の製造および使用
- (b) 食品および飼料の生産を目的とする遺伝子組換え生物（GMO）の環境への意図的な放出
- (c) 飼料の生産、加工および流通のあらゆる段階における飼料および飼料の安全性、ならびに飼料の使用（取引における公正な慣行の確保および消費者の健康、利益および情報の保護を目的とするルールを含む）
- (d) 動物の健康に関する要求事項
- (e) 動物の副産物および副産物加工品から生じる人および動物の健康に対するリスクの防止と最小化。
- (f) 動物の福祉に関する要求事項
- (g) 植物の害虫に対する保護措置
- (h) 植物保護製品の上市および使用に関する要求事項、ならびに農薬の持続可能な使用（農薬散布装置を除く）
- (i) オーガニック生産とオーガニック製品の表示
- (j) 認証原産地呼称、認証地理的表示および認証伝統的特産物の使用およびラベリング

第2条 公的管理およびその他の公的活動

1. 本規則において、「公的管理」とは、以下を確認するために、所管当局、委任機関または本規則に従って特定の公的管理業務を委任された自然人によって行われる活動を意味する。
 - (a) 事業者が本規則、および第1条(2)にいうルールを遵守していることの確認。
 - (b) 動物または物品が、公的証明書または公的認証書の交付を含め、第1条(2)にいうルールに定める要件を満たしていることの確認

②-2 輸入品の公的管理

動物および物品は、国境管理所で公的管理の対象となるものと、対象外のものとに区別され、それぞれの公的管理が規定されている。

②-2-1 国境管理所における公的管理対象物品

国境管理所における公的管理の対象となる動物や物品として、以下の(a)～(f)が規定されている（第47条(1)）。

なお、ここでいう「物品 (goods)」とは、動物を除き、公的管理が適用される法令（ルール）の対象となるすべてのものをいう（第3条）。

植物由来の食品は、以下の(c)、(d)、(e)、(f)に該当するものが国境管理所での公的管理の対象、すなわち輸入時の検査の対象となる（第47条(1)）。

(a) 動物

(b) 動物由来製品、胚芽製品、動物副産物、乾草およびわら、複合製品（植物由来の製品と動物由来の加工製品の両方を含む食品）

【欧州委員会施行規則(EU) 2021/632¹ に規定】

(c) 植物検疫証明書が必要な植物、植物製品およびその他の物品ならびにそれぞれの原産地または発送元である第三国に関するリストに収載されているもの

【規則 (EU) 2016/2031 の第 72 条(1)および第 74 条(1)に基づき作成され、欧州委員会施行規則 (EU) 2019/2072² に規定】

(d) 既知もしくは新たに生じたリスクがあるため、または法令の規定に対する重大な違反が広く行われている可能性があるという証拠があるため、入域時における公的管理の一時的強化の対象となっている特定の第三国からの物品

¹ Commission Implementing Regulation (EU) 2021/632 of 13 April 2021 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council as regards the lists of animals, products of animal origin, germinal products, animal by-products and derived products, composite products, and hay and straw subject to official controls at border control posts, and repealing Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2007 and Commission Decision 2007/275/EC (Text with EEA relevance)Text with EEA relevance
(2022. 08. 18 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02021R0632-20220818>

² Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2072 of 28 November 2019 establishing uniform conditions for the implementation of Regulation (EU) 2016/2031 of the European Parliament and the Council, as regards protective measures against pests of plants, and repealing Commission Regulation (EC) No 690/2008 and amending Commission Implementing Regulation (EU) 2018/2019
(2023. 01. 11 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R2072-20230111#tocId83>

【欧州委員会施行規則（EU）2019/1793³ に規定】

(e) 緊急措置の適用対象であり、入域地点での公的管理を求められている動物または物品

【食品：食品規則（EC）No 178/2002 の第 53 条に基づき、リスクが懸念される食品・飼料の出荷禁止/輸入禁止/特別条件など欧州委員会がとる措置の対象品】

【動物：規則（EU）2016/429 の第 261 条に基づき、第三国における動物の特定の疾病または新たに生じた疾病への対応として制定された施行規則で指定されたもの】

【植物（野菜・果実を含む）：規則（EU）2016/2031 の第 28 条(1)、30 条(1)、40 条(3)、41 条(3)、49 条(1)、53 条(3) および 54 条(3) に基づき、検疫有害生物への対応として制定された施行規則で指定されたもの】

(f) EU 入域時に、特別な条件や措置への適合確認を求められている動物および物品

【公的管理規則の第 126 条および第 128 条の規定に基づき、公的管理規則の規定を補完するために欧州委員会が制定した委任規則により指定されたもの（第 126 条）】

本規定に基づき、主に動物・動物由来食品・混合食品を対象とした欧州委員会委任規則(EU) 2022/2292⁴が制定されている。

植物由来物品としては、スプラウトおよびスプラウト生産用の種子が対象となっている。

この規則では、特定の物品に対し、入域の要件として、リストに記載されている第三国からのものであること、リストに記載されている認定施設で製造・調製されたものであること、証明書の添付などを規定している。

なお、当初制定されていた委任規則(EU)2019/625 は、本規則により廃止された。】

【リスク抑制や違反撲滅のために施行規則により指定されたもの（第 128 条）】

公的管理規則

第 47 条 国境管理所において公的管理の対象となる動物および物品

1. 第 1 条(2)にいう規則の遵守を確認するため、所管当局は、EU に最初に到着する国境管理所において、EU に入る以下のカテゴリの動物および物品のそれぞれの積荷について、公的管理を行うものとする。

(a) 動物

³ Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1793 of 22 October 2019 on the temporary increase of official controls and emergency measures governing the entry into the Union of certain goods from certain third countries implementing Regulations (EU) 2017/625 and (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council and repealing Commission Regulations (EC) No 669/2009, (EU) No 884/2014, (EU) 2015/175, (EU) 2017/186 and (EU) 2018/1660 (Text with EEA relevance.)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1793-20220703>

⁴ Commission Delegated Regulation (EU) 2022/2292 of 6 September 2022 supplementing Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council with regard to requirements for the entry into the Union of consignments of food-producing animals and certain goods intended for human consumption (Text with EEA relevance)Text with EEA relevance

(2022. 11. 24 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02022R2292-20221124>

- (b) 動物由来の製品、胚芽製品、動物副産物、乾草およびわら、ならびに植物由来の製品と動物由来の加工製品の両方を含む食品（「複合製品」）。
- (c) 規則（EU）2016/2031 の第 72 条(1)および第 74 条(1)に従って設定されたリストに記載されている植物、植物製品およびその他の物。
- (d) 本条パラグラフ 2（b）に規定する施行法令によって、既知のもしくは新たに生じたリスクのため、または第 1 条(2)にいうルールに対する重大な違反が広く行われている可能性があるという証拠があるため、EU への入域時における公的管理の一時的強化を求める措置が必要と委員会が決定した特定の第三国からの物品。
- (e) 規則（EC）No 178/2002 の第 53 条、規則（EU）2016/429 の第 261 条、または規則（EU）2016/2031 の第 28 条(1)、30 条(1)、40 条(3)、41 条(3)、49 条(1)、53 条(3) および 54 条(3) に従って採択された法令で規定する緊急措置の適用対象となっており、当該動物または物品（合同関税品目分類表のコードにより特定）の積荷についてその入域地点で公的管理の対象とすることが求めている動物および物品。
- (f) EU 入域に関して、それぞれ第 126 条もしくは第 128 条に従って採択された条件もしくは措置が定められているか、または第 1 条(2)にいう規則により、これらの条件もしくは措置への適合性を EU への入域の際に確認することが求められている動物および物品。

②-2-2 植物由来の食品のうち国境管理所での公的管理の対象となるもの

植物由来の食品は、上記の(c)、(d)、(e)、(f)に該当するものが国境管理所での公的管理の対象、すなわち輸入時の検査の対象となる（第 47 条）。

◆植物検疫証明書が必要なもの（第 47 条(1)(c)）

・ 植物検疫証明書

植物検疫証明書は、第三国が発行するもので、検疫有害生物が存在しないこと、特定の非検疫有害生物について規定された要件、その他の要件に適合していることを証明するものである（規則（EU）2016/2031⁵ 第 71 条）。

植物検疫証明書が必要な植物、植物製品およびその他の物品ならびにそれぞれの原産地または発送元である第三国に関するリストは、植物防疫に関する規則（EU）2016/2031 の第 72 条～第 74 条に基づき、欧州委員会施行規則（EU）2019/2072⁶ の附属書 XI に規定されている。

⁵ Regulation (EU) 2016/2031 of the European Parliament of the Council of 26 October 2016 on protective measures against pests of plants, amending Regulations (EU) No 228/2013, (EU) No 652/2014 and (EU) No 1143/2014 of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 69/464/EEC, 74/647/EEC, 93/85/EEC, 98/57/EC, 2000/29/EC, 2006/91/EC and 2007/33/EC (2019. 01. 23 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02016R2031-20191214#tocId45>

⁶ Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2072 of 28 November 2019 establishing uniform conditions for the implementation of Regulation (EU) 2016/2031 of the European Parliament and the Council, as regards protective measures against pests of plants, and repealing Commission Regulation (EC) No 690/2008 and amending Commission Implementing Regulation (EU) 2018/2019 (2023. 01. 11 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R2072-20230111#tocId83>

附属書 XI のパート A には、EU または特別保護区への入域時に検疫証明書が必要な物品と第三国、パート B には、検疫証明書が原則必要だがリスク評価により不要と判断されるものと第三国が収載されている。

このほか、この規則では、輸入禁止の植物（附属書 VI および施行規則）も規定されている。

これらの対象物品の多くは、生きた植物（その一部も含む）と栽培用の植物および種子であるが、果実・野菜も対象となっている。

植物防疫規則（EU）2016/2031

第 1 条 趣旨および範囲

1. 本規則は、植物又は植物製品を害する病原体、動物又は寄生植物（以下「有害生物」という）の種、系統又は生物型がもたらす植物検疫上のリスク及びそれらのリスクを許容レベルまで低減するための措置を決定するための規則を定めるものである。

...

第 71 条 EU 域内への導入のための植物検疫証明書

1. 植物、植物製品及びその他の物の EU 域内への導入のための植物検疫証明書は、第三国が発行する文書であって、第 76 条【言語（EU 公用語）、宛先（加盟国植物保護機関）、発行日（出国 14 日以内）等】の要件を満たし、附属書 V のパート A 又は該当する場合には附属書 V のパート B に定める内容【検疫証明書の内容】が記載されており、当該植物、植物製品又はその他の物が以下のすべての要件に適合していることを証明するものでなければならない。

- (a) EU 検疫有害生物、及び第 30 条(1)に基づき採択された措置【緊急時対応の期間限定の措置】の対象となる有害生物が存在しないこと。
- (b) 栽培用植物における EU が規制する非検疫有害生物の存在に関する第 37 条(1)の規定【導入・移動の禁止対象有害生物/産品/限度】に適合していること。
- (c) 第 41 条(2)及び(3)【特別措置】、並びに適用ある場合には、第 54 条(2)及び(3)【保護区導入に関する特別措置】に規定する要件に適合していること。
- (d) 該当する場合には、第 28 条(1)第 1 パラグラフ(d)【検疫有害生物の撲滅に関する特別措置】、第 28 条(2)【検疫有害生物の封じ込めに関する特別措置】および第 30 条(1)の規定により採択された規定【緊急時対応の期間限定の措置】に適合していること。

第 72 条 植物検疫証明書が必要とされる植物、植物製品およびその他の対象物

1. 欧州委員会は、施行規則により、連合領域への導入に植物検疫証明書が必要な植物、植物製品およびその他の物品、ならびに、それぞれの原産地または発送元の第三国のリストを定めるものとする。

当該リストには、以下を含むものとする。

- (a) 種子を除く、植栽用のすべての植物。
- (b) 指令 2000/29/EC の付属書 V のパート B のポイント I に記載されている植物、植物製品およびその他の物。
- (c) EU 領域への導入に関して、第 28 条(1)(d)の第 1 パラグラフおよび第 30 条(1)に従って要件が採択された植物、植物製品およびその他の物。
- (d) 本規則の第 37 条(2)に規定する実施規則のリストに収載され、かつ指令 66/401/EEC、66/402/EEC、98/56/EC、1999/105/EC、2002/54/EC、2002/55/EC、2002/56/EC および 2002/57/EC に基づいて採択された同等性決定の対象となる種子または該当する場合は種イモ。
- (e) 第 41 条(2) および(3) に規定する実施規則のリストに収載された植物、植物製品およびその他の物。
- (f) 第 49 条(2)(a)および(b)の対象となる植物、植物製品およびその他の物。

・ 輸入禁止品目

日本から輸出する主な果実・野菜では輸入禁止品は以下のものが該当する。

- ・ ジャガイモの塊茎（食用を含む）【附属書 VI に規定】
- ・ ツルレイシ属の果実（ニガウリ：ゴーヤともいう）： ミナミキイロアザミウマ（Thrips palmi Karny）の発生が既知であり、かつ有効な防除措置が取られていない第三国からのもの 【委員会施行規則(EU) 2018/2019⁷において、リスクが高くリスク評価を実施するまでは入域を禁止すべきものとして規定】

・ 検疫証明書を必要とする品目

検疫証明書は、大部分の野菜、果実が必要とされている。

今回の調査対象は、以下のとおりである。

- ・ 果実（パインアップル、ココヤシ、ドリアン、バナナ、ナツメヤシを除く）
かんきつ類、ぶどう、りんご、なし、もも、いちご、かき（附属書 XI Part A）
メロン（附属書 XI Part B）
- ・ 野菜： トマト、かんしょ、ながいも、タマネギ（附属書 XI Part A）

また、多くの野菜・果実については、検疫証明書とともに、特定の有害生物に汚染されていないこと（附属書 II に記載有害生物）、および特別な条件（附属書 VII： 輸出国における栽培地検査や消毒等実施を証する公的文書）を満たさねばならないことも規定されている。

今回の調査対象品目のうち、特別な条件が設定されているものは、以下のとおりである。ただし、いずれも食用のものであり、栽培用の苗や種子は別途規定がある。

- ・ かんきつ類（含む温州ミカン）： 栽培地検査および消毒
- ・ なし、トマト： 栽培地検査
- ・ かんしょ、ながいも： 土壌/培地の付着が全重量の 1%を超えないこと

以下については、特別な条件は設定されていない。

- ・ りんご、かき、ぶどう、いちご、もも、メロン、たまねぎ

なお、茶については、「新鮮なもの、丸ごとであってカットされていないもの、発酵していないもの、フレーバーが付けられていないもの」が検疫証明書の対象であり、製茶は検疫証明書は不

⁷ Commission Implementing Regulation (EU) 2018/2019 of 18 December 2018 establishing a provisional list of high risk plants, plant products or other objects, within the meaning of Article 42 of Regulation (EU) 2016/2031 and a list of plants for which phytosanitary certificates are not required for introduction into the Union, within the meaning of Article 73 of that Regulation (2023. 01. 27 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02018R2019-20230127>

要である。またコメは栽培用の玄米は検疫証明書が必要であるが、非栽培用の玄米や精米の検疫証明書は不要である。

・ 植物検疫証明書が必要なものの公的管理の検査頻度

国境管理所における公的管理が必要とされる物品の検査頻度は、第 54 条に原則が示されているが、植物検疫証明書が必要な植物・植物製品の具体的な頻度は施行規則で定められている。

国境管理所における公的管理として、後述のように書類検査、同一性検査および現物検査が行われる。

これらの検査の頻度は公的管理規則の第 54 条に原則が示されている。

書類検査は、すべての積荷が対象となる。

同一性検査および現物検査は、動物および物品のカテゴリごとに、ヒトや動植物の健康に対するリスク（遺伝子組み換え生物については、さらに環境に対するリスク）に応じた頻度で行うこととされている。

この頻度は、共同体内で統一して運用するために、さまざまな情報・過去の管理結果等を考慮して、欧州委員会が施行規則で定めることとされている。

国境管理所における公的管理の対象となる植物・植物製品の検査頻度は、施行規則（EU）2022/2389⁸に定められている。

ここでいう「頻度（frequency rate）」とは、暦年の間に国境管理所または管理地点に到着した貨物（個数）のうち、所管当局による同一性検査および現物検査を実施しなければならない貨物（個数）の最小のパーセンテージを意味する（施行規則 第 2 条）。

本規則において、植物・植物製品の検査頻度は、原則 100%と規定されているが、附属書 II に示された要件（直近 3 年間の平均貨物数が 200 個以上・検査受審数 600 以上・有害生物検出が各年とも 1%未満、有害生物の性状など）を考慮して、低減することが認められており、（施行規則 第 4 条）、附属書 I に、対象物品とその原産国とともに低減された頻度が示されている。この頻度は、少なくとも 1 年に 1 回は見直しを行うこととされている（施行規則 第 6 条）。

附属書 I に示された低減頻度の対象品目のうち、我が国に関連するものは以下のとおりである（いずれも、原産国として、すべての第三国が規定されたものである）。

品名	（和名）	原産国	検査頻度（%）
Actinidia	マタタビ属（キウイフルーツ）	全ての第三国	10
Carica papaya	パパイア	全ての第三国	10

⁸ Commission Implementing Regulation (EU) 2022/2389 of 7 December 2022 establishing rules for the uniform application of frequency rates for identity checks and physical checks on consignments of plants, plant products and other objects entering the Union (Text with EEA relevance)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2389>

Fragaria	オランダイチゴ属（いちご）	全ての第三国	5
Persea americana	アボカド	全ての第三国	3
Rubus	キイチゴ属（ラズベリー、ブラックベリー）	全ての第三国	5
Vitis	ブドウ属（ぶどう）	全ての第三国	1
Root and tubercle vegetables, other than tubers of Solanum tuberosum L.	ジャガイモの塊茎以外の根菜類、塊茎類	全ての第三国	5

公的管理規則

第54条 書類検査、同一性検査および現物検査の頻度

1. 第47条(1)にいうカテゴリの動物および物品に関するすべての積荷は、書類検査の対象としなければならない。

2. 同一性検査および現物検査は、第47条(1)に規定する動物および物品のカテゴリの積荷について、それぞれの動物、物品または動物もしくは物品のカテゴリがヒト、動物もしくは植物の健康、動物の福祉に対するリスク、または遺伝子組換え動物および植物保護製品に関してはこれらに加え環境に対してもたらすリスクに応じた頻度で行うものとする。

3. 欧州委員会は、施行規則により、パラグラフ2にいう適切な頻度を統一して運用するための規則を制定するものとする。それらの規則は、それらの頻度がゼロより高いことを保証し、かつ、以下を定めるものとする。

(a) 第47条(1)(a)、(b)および(c)にいう動物および物品のカテゴリの貨物に対して行われる同一性検査および現物検査の頻度を決定および変更するための基準および手続、ならびにこの頻度の、以下を考慮した上で、これらのカテゴリに関連するリスクの程度に応じて調整する基準および手続

(i) 第125条(1)に従い欧州委員会が収集した情報

(ii) 第120条(1)に従い欧州委員会の専門家が行った管理の結果。

(iii) 第1条(2)にいうルールへの遵守に関する事業者の過去の実績。

(iv) 第131条にいう公的管理に関する情報管理システム（IMSOC）を通じて収集されたデータおよび情報。

(v) 利用可能な科学的評価

(vi) 動物および物品カテゴリに関連のリスクに関するその他の情報。

(b) 加盟国が地域のリスク要因を反映させるために、(a)に従って制定された同一性検査および現物検査の頻度を増加することができる条件。

(c) (a)に従って設定された同一性検査および現物検査の頻度が、確実に適時かつ一様に適用されるための手続。

検査頻度に関する施行規則（EU）2022/2389

第2条 定義

「頻度（frequency rate）」とは、暦年の間に国境管理所または管理地点に到着した第1条にいう貨物（個数）のうち、所管当局による同一性検査および現物検査を実施しなければならない貨物（個数）の割合として、本規則に基づき決定された最小のパーセンテージを意味する。

第4条 同一性検査および現物検査の実施頻度

1. 所管当局は、植物、植物製品およびその他の物品の貨物について、(2)から(6)に従って決定され

た頻度で、同一性検査および現物検査を行うものとする。

2. 第1条に規定する物品の貨物の同一性検査および現物検査の原則的な実施頻度は100%とする。

3. (2)項の適用除外として、附属書Iに掲げる植物、植物製品およびその他の物品であって、その原産地がすべてまたは特定の第三国であるものの貨物の同一性検査および現物検査は、当該附属書に定めるそれぞれの頻度に従うものとする。

4. (3)項の規定による頻度は、次のものには適用されない。

(a) 栽培用の植物

(b) 規則(EU)2016/2031の28条(1)、30条(1)および49条(1)に従って採択された規則に規定する措置の対象となる植物、植物製品またはその他の物品。

5. (3)項による頻度は、附属書IIに掲げる基準に従って決定されるものとする。

6. 植物、植物製品もしくはその他の物品またはそのカテゴリの輸入が、附属書IIに定める基準に適合しなくなった場合、当該植物、植物製品またはその他の物品は、第6条(2)に規定する審査により決定され、附属書Iから削除されるものとする。

第6条 特定の植物、植物製品およびその他の対象物に対して行われる同一性検査および現物検査の頻度の変更

2. 植物、植物製品およびその他の対象物、またはそのカテゴリに対する同一性検査および現物検査の頻度は、IMSOCを通じて収集された、または加盟国によって提供された新しい情報を考慮するために、少なくとも年に一度見直され、それに応じて修正されるものとする。

◆公的管理の一時的強化対象品目・緊急措置対象品目（第47条(1)(d)・(e)）

・ 公的管理の一時的強化

公的管理の一時的強化として、通常は国境管理所での公的管理の対象外である物品を、ルールへの不適合の重大性や頻度を考慮して、一時的に国境管理所での公的管理の対象とするとともに、同一性検査および現物検査（試験室分析を含む）の頻度を増加すること、さらに原産国または出荷国（原産国とは異なる場合）当局の公的証明書の添付を義務付けること、さらに不適合が改善されない場合には入域を停止することが行われる。

この公的管理の一時的強化に関する詳細規定は、欧州委員会施行規則（EU）2019/1793⁹（一時的強化規則と略称する）に定められている。

この規則では、公的管理の一時的強化対象品目と検査頻度、入域に当たり特別な条件が課せられる品目とその条件、入域停止の対象品目、サンプリング法、公的証明書の要件などが定められ

⁹ Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1793 of 22 October 2019 on the temporary increase of official controls and emergency measures governing the entry into the Union of certain goods from certain third countries implementing Regulations (EU) 2017/625 and (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council and repealing Commission Regulations (EC) No 669/2009, (EU) No 884/2014, (EU) 2015/175, (EU) 2017/186 and (EU) 2018/1660 (Text with EEA relevance.)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1793-20220703>

ている（一時的強化規則 第 1 条）。

一時的強化規則

第 1 条 趣旨および範囲

1. 本規則は、以下の事項を規定する。

- (a) 規則(EU)2017/625 の第 47 条(2) (b)に基づき附属書 I に定めた、EU への入域時に公的管理を一時的に強化する対象の特定の第三国からの、当該附属書に定める CN コードおよび TARIC 分類に該当する非動物由来の食品および飼料のリスト。
- (b) 規則(EC) No 178/2002 の第 53 条(1) (b)に基づき定めた、アフラトキシンなどのマイコトキシン、残留農薬、ペンタクロロフェノールおよびダイオキシンならびに微生物汚染による汚染のリスクにより、以下の種類の食品および飼料の貨物の連合への持ち込みを管理する特別な条件。
 - (i) 附属書 II の表 1 に記載された第三国またはその一部からの非動物由来の食品および飼料で、同附属書に定める CN コードおよび TARIC 分類に該当する貨物。
 - (ii) 2 種以上の原材料からなり、アフラトキシンによる汚染のリスクにより附属書 II の表 1 に収載された産品を、単一または合計で 20%以上の量で含有する附属書 2 の表に定める CN コードに該当する貨物。
- (ba) 附属書 IIa に収載された食品および飼料の EU への入域の停止。
- (c) 本パラグラフ (a) および (b) に掲げる食品および飼料の貨物についての同一性検査および現物検査の頻度に関するルール。
- (d) 規則(EU)2017/625 の第 34 条(6) (a)に基づき定めた、本パラグラフ (a) および (b) にいう食品および飼料の貨物のサンプリングおよび試験室分析に使用する方法についてのルール。
- (e) 規則 (EC) No 178/2002 の第 53 条(1) (b)に基づき定めた、本パラグラフ (b) にいう食品および飼料の貨物に添付することが求められる標準公的証明書 (model official certificate) および当該公的証明書の要件に関するルール。
- (f) 規則(EU)2017/625 の第 90 条(c)に基づき定めた、本パラグラフ (b) の食品および飼料の貨物に添付することが求められる代替公的証明書 (replacement official certificate) の発行に関する規則。

公的管理規則

第 47 条 国境管理所において公的管理の対象となる動物および物品

1. 第 1 条(2)にいう規則の遵守を確認するため、所管当局は、EU に最初に到着する国境管理所において、EU に入る以下のカテゴリの動物および物品のそれぞれの積荷について、公的管理を行うものとする。

...

- (d) 本条パラグラフ 2 (b)に規定する施行規則によって、既知のもしくは新たに生じたリスクのため、または第 1 条(2)にいうルールに対する重大な違反が広く行われている可能性があるという証拠があるため、EU への入域時における公的管理の一時的強化を求める措置が必要と委員会が決定した特定の第三国からの物品。
- (e) 規則 (EC) No 178/2002 の第 53 条、規則 (EU) 2016/429 の第 261 条、または規則 (EU) 2016/2031 の第 28 条(1)、30 条(1)、40 条(3)、41 条(3)、49 条(1)、53 条(3) および 54 条(3) に従って採択された法令で規定する緊急措置の適用対象となっており、当該動物または物品（合同関税品目分類表のコードにより特定）の積荷についてその入域地点で公的管理の対象とすることが求めている動物および物品。
- (f) EU 入域に関して、それぞれ第 126 条もしくは第 128 条に従って採択された条件もしくは措置が定められているか、または第 1 条(2)にいう規則により、これらの条件もしくは措置への適合

性を EU への入域の際に確認することが求められている動物および物品。

2. 欧州委員会は、施行規則によって、次のことを行うものとする。

...

(b) パラグラフ 1 (d)にいうカテゴリーに属する物品について、合同関税品目分類表のコードにより示したリストを作成し、同パラグラフにいうリスクとの関連で必要に応じ更新すること。

食品規則

第 53 条 共同体原産または第三国から輸入された食品および飼料に対する緊急措置

1. 共同体原産または第三国から輸入された食品または飼料が、人の健康、動物の健康または環境に対して重大なリスクをもたらす可能性があり、当該リスクは関係加盟国がとる措置では十分に抑制できないことが明らかな場合、委員会は、自らの意思または加盟国の要請により、第 58 条(2)に定める手続に従い、状況の重大性に応じて、直ちに以下の措置の一つまたは複数を講ずるものとする。

(b) 第三国から輸入される食品または飼料の場合

(i) 当該第三国のすべてまたは一部、ならびに該当する場合は経由する第三国からの当該食品または飼料の輸入の停止

(ii) 当該第三国のすべてまたは一部からの当該食品または飼料に対する特別な条件の設定

(iii) その他の適切な暫定措置

・ 対象品目

対象品目として、「既知もしくは新たに生じたリスクがあるため、または法令の規定に対する重大な違反が広く行われている可能性があるという証拠があるため、EU 入域時における公的管理の一時的強化を求める措置が必要と欧州委員会が決定した特定の第三国からの物品」（公的管理規則 (EU) 2017/625 第 47 条(1) (d)）が挙げられ、具体的な品目は一時的強化規則の附属書 I のリストに定められている。

また食品規則 (EC) No 178/2002 の第 53 条（緊急時への対応）に基づき、リスクが懸念される食品・飼料の出荷禁止/輸入禁止/特別条件など欧州委員会がとる措置の対象品（第 47 条(1) (e)）として、特定の汚染物質（マイコトキシン、残留物質、ペンタクロロフェノールおよびダイオキシン、ならびに微生物）によるリスクへの対応措置として、入域に際して必要とされる特別な条件およびその対象物品、および一時的な入域差し止めの対象品目が、それぞれ附属書 II、および附属書 IIa のリストに定められている。

これらのリストは、リスクや不適合状況に関する新規な情報を反映させるため、6 か月を超えない期間内で定期的に見直すこととされている（一時的強化規則 第 12 条）。

本調査時点（2023 年 3 月）で日本産の野菜・果物等でこれらの附属書に収載されているものはない。

・ 対象品目指定の基準

これらの対象品目を決定する際の基準は特に規定されていないが、本施行規則前文の定期的見直しへの言及では、「この見直しは、食品・飼料に関する早期警告システム（RASFF）経由で受領した通知によるデータ、加盟国から欧州委員会に通知された貨物、書類検査、同一性検査、現物検査の結果に関するデータおよび情報、第三国から受領した報告および情報、欧州委員会が第三国で行った検査による情報、欧州委員会と加盟国、および欧州委員会と欧州食品安全機関の間で交換された情報など、リスクおよび違反に関する新しい情報を考慮に入れて行うべきである」と述べられており、リストの見直しではこれらのデータや情報が考慮されるものと思われる。

公的管理の一時的強化品目に指定した際の施行規則の前文には、具体的な指定の根拠が述べられているので、いくつかの事例を後述した。

・ 入域時の特別な条件

公的管理規則第 47 条 (1) (d) にいう入域に際して必要とされる特別な条件として、附属書 II に規定された物品の各貨物への公的証明書の添付および国境管理所での提示が義務付けられている（一時的強化規則第 11 条）。

公的証明書とは、貨物に対し法令で定められた要求事項への適合性を保証する文書で、関係当局の責任者が署名したものである（公的管理規則 第 3 条）。

公的証明書は、原産国である第三国の所管当局、または貨物の発送国が原産国と異なる場合は当該第三国の所管当局によって、貨物が第三国管理当局の管理下から離れる前に発行されたものでなければならない。また有効期限は発行から 4 か月間かつ分析結果の日付から 6 か月間とされている（一時的強化規則 第 11 条）。

なお、第三国における分析は、ISO/IEC 17025「試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項」に従って認定された試験所によって行わなければならない（一時的強化規則 第 10 条）。

・ 検査の頻度

書類検査は、全貨物について実施される。さらに、附属書 II、および附属書 III に収載されている物品は、併記してある頻度でサンプリングおよび試験室分析を含む同一性検査および現物検査を実施することとされている（一時的強化規則 第 6 条、第 8 条）。

・ サンプリングと分析、適合基準

サンプリングと分析については、公的管理規則にその原則が規定されている（後述）。

一時的強化規則では、公的管理における現物検査の一環として、または原産国の公的証明書が求められている物品の分析結果を得るために第三国で所管当局が実施するサンプリングおよび分析の要件が、汚染物質の種類ごとに定められている（一時的強化規則 第 3 条）。

また要求事項への適合性の判定条件は、汚染物質ごとに定められている（一時的強化規則 第 10 条）。

項目	サンプリング・分析法	適合基準
(a) マイコトキシン（食品）	規則(EC) No 401/2006	規則(EC) No 1881/2006 ¹⁰
(b) マイコトキシン（飼料）	規則(EC) No 152/2009	指令 2002/32/EC
(c) 残留農薬（食品・飼料）*1	指令 2002/63/EC	規則 (EC) No 396/2005
(d) ペンタクロロフェノール（グ アーガム） ダイオキシン（飼料）	指令 2002/63/EC 規則 (EC) No 152/2009	PCP が 0.01 mg/kg 以下*2
(e) サルモネラ菌（食品）	付属書 III	0 個/25 g
(f) その他のハザード	付属書 I、II の脚注記載 の方法	付属書 I、II の脚注記載の 方法

*1 分析対象の残留農薬は、品目ごとに以下が指定されている。

- ・ 少なくとも多年次共同体管理プログラムの分析対象物質
- ・ 特定の農薬
- ・ 両者の組み合わせ

*2 EU 認定試験所においてグアーガム中のペンタクロロフェノールとダイオキシンの混入レベルの相関について検討が行われ、この結果、PCP が 0.01 mg/kg 以下であれば、許容できない量のダイオキシンを含有することはないと結論されたことから、PCP が指標として採用された。

・ 公的管理の一時的強化事例

前記のように公的管理の一時的強化に関する規則は、定期的に見直すこととされている。見直しの結果、改定が必要な場合は、施行規則が制定される。この見直しにより、付属書 I、II および IIa に品目を新規追加、特別な条件の規定、輸入停止する場合、当該施行規則の前文にはそれぞれの措置をとる理由が記載されている。これらのいくつかを以下に例示する。

1) 公的管理の一時強化対象に追加（付属書 I への追加）

エジプトからのオレンジの荷物に関して、RASFF 通知のデータおよび加盟国によって行われた公的管理に関する情報は、残留農薬による汚染の可能性があるため、人間の健康に対する新たなリスクの出現を示唆するものである。従って、エジプトからの輸入品に対して、より高いレベルの公的管理を要求することが必要である。したがって、そのような商品は、施行規則（EU）2019/1793 の付属書 I に含まれるべきであり、同一性検査および現物検査の頻度は、EU への入域貨物の荷物の 20% に設定されるべきである。

規則（EU）2022/913 前文(9)

2) 公的管理の一層の強化（検査頻度の引き上げ）

ジョージアからのヘーゼルナッツの貨物において、アフラトキシンによる汚染に関し連合規則

¹⁰ Consolidated text: Commission Regulation (EC) No 1881/2006 of 19 December 2006 setting maximum levels for certain contaminants in foodstuffs (Text with EEA relevance)Text with EEA relevance (2023.01.01 統合版) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1881-20230101#E0007>

に規定されている関連要件への高頻度での違反が、施行規則（EU）2019/1793 の付属書 I に従って加盟国が行った公的管理において検出された。したがって、そのような貨物に対して実施すべき同一性検査および現物検査の頻度を 30%に引き上げることが適切である（規則（EU）2022/913 前文(10)）。

3）入域における特別な条件の追加（附属書 I から附属書 II に移行）

ガーナ産パーム油は、2016 年 4 月以降、スダン染料による汚染リスクにより、公的管理レベルの引き上げが行われている。加盟国が当該商品に対して実施した公的管理は、強化されたレベルの公的管理が確立されて以降も、高い違反率が持続していることを示している。それらの管理は、当該商品の連合への持ち込みが人の健康に対する深刻なリスクを構成することを示す証拠となる。

したがって、公的管理のレベルの引き上げに加えて、ガーナからのパーム油の輸入に関する特別な条件を規定することが必要である。特に、ガーナ産パーム油のすべての荷物に、サンプリングと分析のすべての結果が連合の要求事項に適合していることを示す公的証明書を添付する必要がある、サンプリングと分析の結果を当該証明書に添付するべきである。したがって、施行規則（EU）2019/1793 の付属書 I のガーナ産パーム油に関する項目は削除され、同施行規則の付属書 II に移行し、同一性検査と現物検査の頻度は、EU 入域貨物の 50%に設定されるべきである（規則（EU）2022/913 前文(11)～(12)）。

4）一時的強化の緩和（特別な条件の撤廃、検査頻度の引き下げ）

インド産ナツメグは、2019 年 7 月からアフラトキシンによる汚染リスクのため、公的管理のレベルが引き上げられていた。加盟国によって実施された公的管理および入手可能な情報は、連合法に規定された関連要件に準拠した改善を示している。それらの管理およびその情報は、この食材の EU への持ち込みがもはや人の健康に対する深刻なリスクを構成しないことを示す証拠となる。したがって、インド産ナツメグのすべての貨物に、サンプリングおよび分析のすべての結果が欧州委員会規則（EC）No 1881/2006 に準拠していることを示す公的証明書を添付するよう引き続き要求する必要はない。同時に、加盟国は現在のコンプライアンスレベルが維持されるよう、管理を継続する必要がある。したがって、施行規則（EU）2019/1793 の付属書 II のポイント 1 の表にあるインド産ナツメグに関する項目は削除し、同施行規則の付属書 I に移行し、同一性検査および現物検査の頻度を EU に入る貨物の 30%に設定するべきである（規則（EU）2022/913 前文(16)）。

5）輸入の一時停止

ナイジェリア産の乾燥豆は、未承認農薬であるジクロロボスの残留物が認められしかも許容される急性参照用量を大きく超えていたことから旧規則（EU）2015/943 において輸入禁止措置が講じられた（規則（EU）2020/625 前文(20)）。

なお、その後、ナイジェリア当局はアクションプランを提示した（2018 年 2 月）が、欧州委員会はこのプランが未だ実施されていないこと、また予算措置の裏付けがないことから、残留農薬

の規定に適合するとは結論付けることはできないとし、この産品は現在も輸入禁止措置、すなわち附属書 IIa のリストに記載されたままである。

6) 輸入停止、停止の継続、解除

欧州委員会実施決定 2014/88/EU は、バングラデシュを原産地とする、またはバングラデシュから発送されたキンマの葉を含む、またはキンマからなる食品（噛んで清涼感を楽しむし好品）の EU への輸入を禁止している。これは、バングラデシュ産のキンマの葉（「Piper betle」、通称「Paan leaf」または「Betel quid」）を含む、または構成される食品から、サルモネラ・チフィウムを含む幅広いサルモネラ菌が検出され、RASFF で多数の届出が出されたことを受けて採択されたものである。

バングラデシュは、満足のいく行動計画を提出していない。したがって、バングラデシュが提供する保証は、以前に特定されたヒト健康に対する深刻なリスクに対処するのに十分であると結論づけることはできない。したがって、実施決定 2014/88/EU によって確立された緊急措置は、そのまま維持されるべきである（規則(EU) 2020/625 前文(18)～(19)）。

その後、バングラデシュは、2020 年 7 月 27 日に、生産チェーンのすべての段階を網羅する対策を盛り込んだ新たな行動計画を提出し、書面による保証を提供し、欧州委員会はこれを満足のいくものと評価した。この評価を受けて、施行規則 (EU) 2019/1793 の附属書 IIa から、バングラデシュを原産地とする、またはバングラデシュから発送されたキンマの葉 (Piper betle) を含む、またはキンマから構成される食品に関する項目を削除し、その施行規則の附属書 II に含め、同一性検査および現物検査の頻度を 50 % とすることが適切であると考えられる（規則(EU) 2021/608 前文(15)）。

②-2-3 公的管理の内容

国境管理所での公的管理には、書類検査、同一性確認および現物検査が含まれる（公的管理規則 第 49 条）。

これら検査の細部は施行規則で規定することとされ（公的管理規則第 52 条）、これに基づき施行規則(EU)2019/2130¹¹が制定されている。

◆書類検査

書類検査はさまざまな規則により、貨物への添付が要求されている公的証明書（official certificates）、公的証書（official attestations）およびその他の文書を対象とした検査である（公的管理規則第 3 条）。

¹¹ Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2130 of 25 November 2019 establishing detailed rules on the operations to be carried out during and after documentary checks, identity checks and physical checks on animals and goods subject to official controls at border control posts (Text with EEA relevance)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32019R2130>

公的証明書、公的証書とは、貨物に対し法令で定められた要求事項への適合性を保証する文書であって、証明書は関係当局の責任者が署名した文書、証書は関係当局またはその監督下で事業者が発行するラベル・マークなどである（公的管理規則 第3条）。

書類検査の内容として、以下が特定されている（施行規則(EU)2019/2130 第2条）。

- ・ 用途、送付先の確認

公的証明書、公的認証書およびその他の文書に記載されている貨物の用途および送付先の確認。

- ・ 公的証明書・証書その他文書としての要件への適合性

第三国当局の発行であること、文書の信頼性保証に関して求められる要件（公的管理規則第89～91条に規定）への適合、ひな型への適合

- ・ 貨物に対し法令で定められた要求事項への適合性

◆同一性検査

「同一性検査」とは、貨物の内容および表示（動物に施された焼印を含む）、封印および輸送手段が、添付された公的証明書、公的証明書およびその他の文書に記載された情報と一致することを確認するための目視検査である（公的管理規則第3条）。

同一性検査の内容として、以下が特定されている（施行規則(EU)2019/2130 第3条）。

- ・ 貨物の内容と数量
- ・ ルールで規定されている場合は、輸送手段、スタンプ・マーク、封印、動物数・種・雌雄など

◆現物検査

「現物検査」とは、動物または物品に関する検査、該当する場合は、包装、輸送手段、表示および温度に関する検査、分析用のサンプル採取、試験または診断、ならびに第1条(2)にいうルールへの適合を確認するために必要なその他の検査であると定義されている（公的管理規則第3条）。

現物検査の項目として、一般的な項目と、物品等のカテゴリ別の項目が施行規則(EU)2019/2130規定されている。

一般的な検査項目は以下のとおりである。

- ・ 物品が確実に保存される輸送条件であったこと
- ・ 包装材料が完全な状態にあること
- ・ 使用期限ラベルの要件が適合していること
- ・ 以下の検査により、物品が使用目的に適していること、特性の変化がないこと

官能検査（臭気・色・粘り気・味）、簡単な物理的/化学的試験（物品の切断、解凍/調理）、試験室検査

カテゴリ別の検査項目は附属書に規定されており、動物、動物由来製品等・一時的管理強化・特別な条件・緊急措置対象の物品等、および植物・植物製品について、それぞれの附属書 I、II お

よび III に規定されている。

野菜・果実類については、植物・植物製品のうち検疫証明書が必要とされる場合と、一時的管理強化・特別な条件・緊急措置対象に指定されている場合に、現物検査の対象となる。

検疫証明書が必要なものは附属書 III に従って検査が行われる。

残留農薬等の汚染により指定されたものは、附属書 II に残留農薬や汚染物質に関する規則、その他の該当する法令に従った試験室検査を含めることとされている。また、現物検査は、事業者には特定の貨物が検査を受けるかどうか予測できないような方法で実施することも規定されている。なお、検査結果は可能な限り速やかに入手できるようにするとともに、貨物は当局の許可を得ない限り検査結果が得られるまでは公的留置所に留置しなければならない。

第3条 定義

(27) 「公的証明書 (official certificate)」とは、第1条(2)にいうルール【物品に適用される法令】に定める1つまたは複数の要求事項への適合性を保証する文書であって、証明責任者が署名した紙文書または電子文書をいう。

(28) 「公的認証書 (official attestation)」とは、本規則または第1条(2)にいうルールに定める1つまたは複数の要求事項への適合性を保証する証書であって、専用の公的管理を通じて、所管当局の監督下で事業者が、または所管当局自身が発行するラベル、マークまたはその他の形式の証書をいう。

(41) 「書類検査」とは、第1条(2)のルール【物品に適用される法令】、第56条(1)【共通衛生入域文書 (CHED) の使用】、または第77条(3)【特別な公的管理に関する規則】、第126条(3)【EU 入域に関する追加的条件】、第128条(1)【EU への入域に関する特別措置】および第129条(1)【同等の第三国ルールの承認】に従って採択された施行規則によって規定される、貨物に添付しなければならない公的証明書、公的認証およびその他の書類（商用的性質を有する書類を含む）の検査を意味する。

(42) 「同一性検査」とは、貨物の内容および表示（動物に施された焼印を含む）、封印および輸送手段が、添付された公的証明書、公的証明書およびその他の文書に記載された情報と一致することを確認するための目視検査をいう。

(43) 「現物検査」とは、動物または物品に関する検査、ならびに該当する場合は、包装、輸送手段、表示および温度に関する検査、分析用のサンプル採取、試験または診断、ならびに第1条(2)にいう規則への適合を確認するために必要なその他の検査をいう。

第49条 国境管理所における公的管理

1. 第1条(2)にいうルールに定める適用要件の遵守を確認するため、所管当局は、第47条(1)にいう動物および物品のカテゴリに属する貨物が国境管理所に到着したときに、その貨物の公的管理を行うものとする。これらの公的管理には、書類検査、同一性検査および現物検査を含めるものとする。

2. 次の事項に関する検査は現物検査を行うものとする。

(a) 水産動物を除く動物、食肉および食用の内臓の検査であって、動物検疫官が行うもの。この場合、動物検疫事項について第5項に定める要件に従って訓練され、かつ、その目的のために所管当局が指定した職員が補助してもよいものとする。